

2023  
年度版

# 税金読本

投資家のための



## 新旧NISAを横断解説

- ・相続税制、贈与税制の見直し
- ・極めて高い水準の所得に対する追加課税制度(ミニマムタックス)
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引などの税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2023 年度版 投資家のための税金読本』から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクからお求めいただけます。

『2023 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2023 年 7 月 20 日 368P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539746944>

# デリバティブ取引の税金の基本

## デリバティブ取引の種類

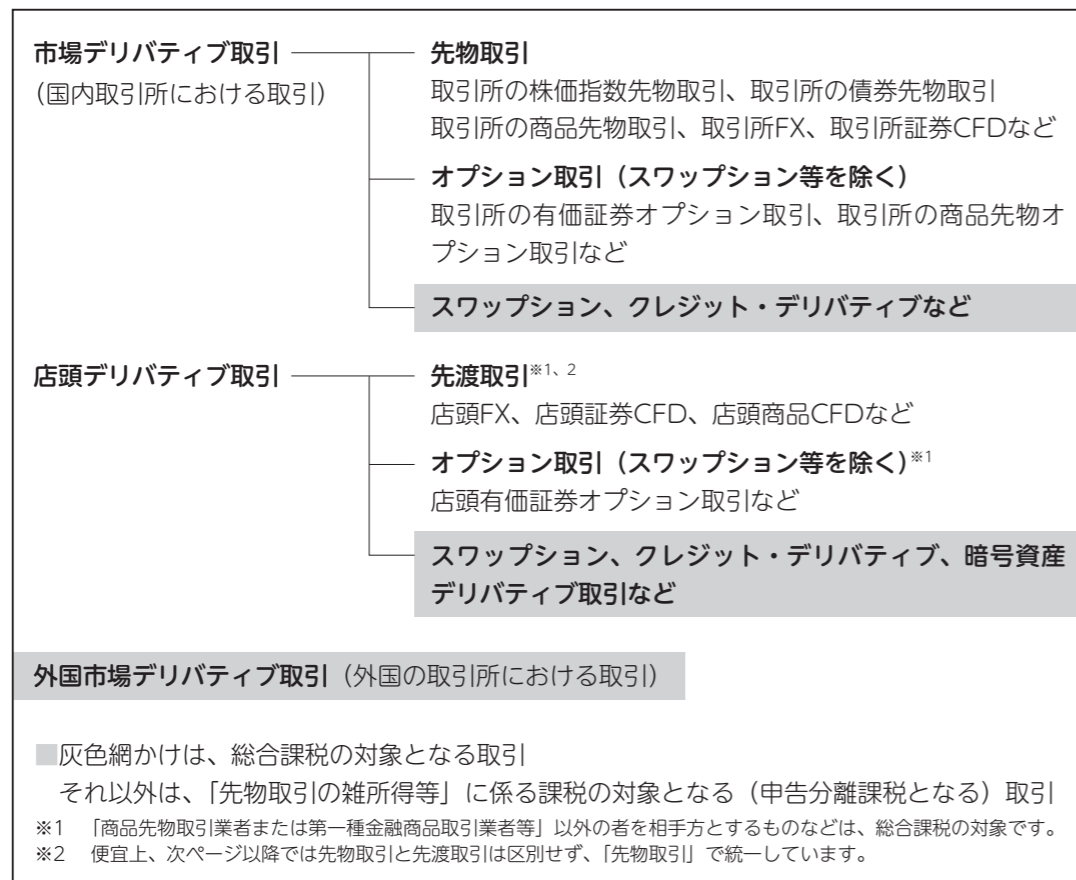
デリバティブ取引には、以下の図表のようなものがあります。

デリバティブ取引を行った場合の所得は**雑所得（または事業所得）**に区分され<sup>(注)</sup>、「先物取引の雑所得等」に係る課税の対象となる取引については原則とし

て申告分離課税となり、それ以外の取引は総合課税(累進税率)の対象となります。

以下では、「先物取引の雑所得等」として申告分離課税の対象となるものを中心に解説します。

### ▶ デリバティブ取引の種類



(注) 事業所得となるのは、取引の営利性・有償性・継続性・反復性、自己の危険と計算による企画遂行性、資金調達方法、その取引のための施設、その人の職業、収益の安定性、その他の諸事情からみて事業として取引を行っている場合に限られます。したがって、通常は雑所得として扱われます。

## 「先物取引の雑所得等」の対象となるデリバティブ取引の税金

デリバティブ取引のうち、「先物取引の雑所得等」に係る課税の対象となる取引については、原則として雑所得(または事業所得)として申告分離課税の対象となります。この「先物取引の雑所得等」に係る課税の対象となる取引とは、取引所の株価指数先物取引や有価証券オプション取引などです(☐前ページの図を参照してください)。

この「先物取引の雑所得等」の対象となる取引について、「差金等決済」をした場合には、**税率20%(所得税15%<sup>★(注1)</sup>・住民税5%)の申告分離課税**となります。「差金等決済」とは、反対売買による差金決済、オプションの権利行使・権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権

利放棄をいいます。

また、「先物取引の雑所得等」の対象となる取引の中での損益通算や、損失発生翌年以後3年間の繰越控除ができます。ただし、「先物取引の雑所得等」の対象とならないデリバティブ取引や、現物株式の譲渡・配当による所得など他の所得との間での損益通算は認められません。

一方、「先物取引の雑所得等」の対象となる取引であっても、現物の株式や債券などの金融商品、商品などを受渡しする決済は「差金等決済」に含まれないため、税制上の扱いが異なります(債券先物は☐178ページ、有価証券オプション取引は☐181ページを参照してください)。

## 「先物取引の雑所得等」の対象とならないデリバティブ取引の税金

「先物取引の雑所得等」の対象とならない取引については、その差金決済・権利行使などにより発生した所得について、雑所得(または事業所得)として**総合課税(累進税率)**の対象となります。この「先物取引の雑所得等」の対象とならない取引とは、スワップション、クレジット・デリバティブのほか、商品先物取引業者以外の者を相手方とする店頭商品デリバティブ取引および第一種金融商品取引業者等以外の者を相手方とする

店頭デリバティブ取引などです(☐前ページの図を参照してください)。また、暗号資産取引や暗号資産デリバティブ取引は「先物取引の雑所得等」の対象となりません。

「先物取引の雑所得等」の対象となる取引との間での損益通算は行えず、損失の繰越控除の対象にもなりません。

もちろん、現物株式の譲渡・配当による所得と通算することもできません。

## 損益発生日の基本的な考え方

デリバティブ取引における損益は、原則として**差金等決済を行った日**に発生します<sup>(注2)</sup>。

したがって、先物取引については、反対売買または最終清算指数(SQ)による決済が行われた日に損益が発生すること

(注1) ★印の付いている所得税については、別途復興特別所得税の課税も行われます。復興特別所得税の税率は基準所得税額の2.1%です。くわしくは、☐40ページを参照してください。

(注2) 「先物取引の雑所得等」の対象とならない取引については、損益発生日について明確な規定はありませんが、「先物取引の雑所得等」の対象となる取引と同様と思われます。

になります。

オプションについては、反対売買または権利行使による決済が行われた日に損益が発生することになります（当初取引時に受払いするプレミアムについては、当初取引時点では損益として扱いません）。

したがって、例えば2022年12月×日に取引を開始し、2023年1月×日に反対売買による差金決済を行った場合は、「差

金等決済」の日は2023年1月×日になり、2023年分の所得税の対象となります。

なお、現物の現渡しまたはオプションの権利行使による現物の譲渡を行った場合は原則として受渡日に損益が発生したものとしませんが、確定申告により約定日に損益が発生したものとすることも可能と思われます。

## 告知と本人確認

デリバティブ取引の差金等決済（差金決済、権利行使、権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権利放棄）による所得を受領する際には、受領者の氏名、住所、マイナンバー（個人番号）などの**告知**が必要となります。

ただし、証券会社などで口座開設を行う際などに**本人確認書類**を提示して、氏名、住所、マイナンバーなどを告知しているときは、上記の受領の都度の告知を行ったものとみなされます（**みなし告知**）。

## 支払調書

デリバティブ取引により差金等決済（差金決済、権利行使、権利放棄、カバードワラントの譲渡・権利行使・権利放棄）を行った場合は、所轄の税務署に支払調書が提出されます。

これは、取引所・店頭であるか否か、取引の種類（先物、オプション、FXなど）、現物の受渡しがあったか否かなどに関わらず、例外なく適用されます。

支払調書の記載事項は、デリバティブ取引を行った者の氏名・住所、マイナンバー、取引業者の名称・所在地、取引の種類、決済を行った日、限月等、決済の

方法、数量、約定価格、手数料の額、損益の額などです。

支払調書は、1年間の取引についてまとめて翌年1月31日までに、または、1回の差金等決済ごとに、差金等決済のあった日の属する月の翌月末日までに所轄の税務署に提出されます。

なお、現渡しまたはオプションの権利行使による現物の譲渡により、株式等の譲渡を行った場合は、株式等の譲渡としての支払調書が所轄の税務署に提出されます。